

吉田町牧之原市広域施設組合リサイクルセンター整備工事プロポーザル実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、吉田町牧之原市広域施設組合（以下「組合」という。）が発注する吉田町牧之原市広域施設組合リサイクルセンター整備工事（以下「本工事」という。）について、技術的に最適な者を特定するため実施する吉田町牧之原市広域施設組合リサイクルセンター整備工事プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に関し、その手続きについて必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 本工事は、旧焼却施設の解体を「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（厚生労働省「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について」（平成13年4月25日付け基発第401号の2）の別添）に基づき実施し、撤去跡地にマテリアルリサイクル推進施設を建設するものとする。

(公募の公告)

第3条 管理者は、プロポーザルに参加する者に必要な参加資格要件、受付の場所及び日時その他プロポーザルに関し必要な事項を吉田町牧之原市広域施設組合公告式条例（昭和62年吉田町牧之原市広域施設組合条例第1号）第2条第2項別表に定める掲示場に掲示して公告するものとする。

2 第1項に規定する公告の写しについては、組合のホームページに掲載して閲覧に供するものとする。

(審査基準)

第4条 管理者は、別に定める吉田町牧之原市広域組合リサイクルセンター整備工事プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を経てプロポーザルにおいて技術的に最適な者を特定するための基準（以下「審査基準」という。）を定めるものとする。

(プロポーザルへの参加)

第5条 プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加表明者」という。）は、所定の期限までに吉田町牧之原市広域施設組合リサイクルセンター整備工事プロポーザル実施要領に定める資格審査申請書等（様式第1号の1から様式第1号の7）を提出しなければならない。

(提出要請者の選定)

第6条 管理者は、参加表明者から提出された資格審査申請書等について、参加資格要件等を満たしていることを確認し、技術提案書等の提出を求める者（以下「提出要請者」という。）を選定するものとする。

(選定の通知)

第7条 管理者は、前条の規定により選定した提出要請者に対し、選定した旨を様式第1号により通知するものとする。

(非選定の通知)

第8条 管理者は、第6条の規定により提出要請者に選定されなかった者に対し、様式第2号により通知するものとする。

(技術提案書類の提出)

第9条 管理者は、第6条の規定により選定した提出要請者に対し、技術提案書等の提出を要請するものとする。

2 提出要請者が組合の指定する日時までに技術提案書等を提出しなかったときは、当該工事を受注する意向がないものとみなす。

(依頼書の配布)

第10条 前条第1項の規定により技術提案書等の提出を要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第3号を提出要請者に配布するものとする。

- (1) 工事名称
- (2) 技術提案書等の提出期限、場所及び方法
- (3) その他管理者が必要と認める事項

(提出要請者の公表)

第11条 第6条の規定により選定された者については、選定後速やかに組合において公表文書を配置し、これを閲覧させることにより公表するものとする。

(技術的に最適な者の特定)

第12条 管理者は、提出要請者から提出された技術提案書等について審査基準に基づき、審査委員会の審査を受けたうえで、基礎審査、技術提案審査、経済性審査により評価し、本工事について技術的に最適な者（以下「優先交渉権者」という。）及び次点者1者を特定するものとする。ただし、次点者として適切な提出要請者がいない場合は、次点者を特定しないことができる。

(特定の通知)

第13条 管理者は、前条の規定により決定した優先交渉権者及び次点者に対し、決定した旨を様式第4号により通知するものとする。

(非特定の通知)

第14条 管理者は、提出要請者のうち、第12条の規定による優先交渉権者に決定されなかった者に対し、決定しなかった事由等を様式第5号により通知するものとする。

(契約に係る見積書の徴取)

第15条 管理者は、第12条により決定した優先交渉権者を、本工事契約に係る見積書の徴取の相手方とするものとする。ただし、優先交渉権者との交渉、事故等により見積書の徴取が不可能となった場合は、次点者を徴取の相手方とする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、手続きの実施について必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、第13条及び第14条に規定する通知をもって失効する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

吉牧広組第 号
年 月 日

様

吉田町牧之原市広域施設組合

管理者 吉田町長

⑩

吉田町牧之原市広域施設組合リサイクルセンター整備工事プロポーザル
の資格審査結果について（通知）

このことについて、 年 月 日に提出していただきました資格審査申
請書等を審査した結果、貴社を下記のとおり本業務の提出要請者として選定いたしま
したので通知します。なお、プロポーザル実施要領書等の交付及び現地説明会を行
いますので、指定の期日に出席してください。

記

- 1 工事名称 吉田町牧之原市広域施設組合リサイクルセンター整備工事
- 2 工事場所 牧之原市坂部 1 6 1 5 番地 3 リサイクルセンター内
- 3 現地説明会 年 月 日（ ）時から
- 4 開催場所 吉田町牧之原市広域施設組合リサイクルセンター 管理棟
（住所は、「2 工事場所」に同じ）
- 5 配布図書等 プロポーザル実施要領書（要求水準書、様式集、審査基準書、提
出書類の作成要領書）の交付及び希望者には、CD-R にて配布を行
いますので新品の CD-R（700MB）を持参してください。
- 6 問い合わせ 吉田町牧之原市広域施設組合 事務局
電話 0548-24-1000 F A X 0548-23-0200

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

吉牧広組第 号
年 月 日

様

吉田町牧之原市広域施設組合
管理者 吉田町長 ⑩

吉田町牧之原市広域施設組合リサイクルセンター整備工事プロポーザル
の資格審査結果について（通知）

このことについて、資格審査申請書等を審査した結果、貴社については本業務の提出要請者として選定されませんでした。

今回のプロポーザル実施にあたり、貴重な時間を費やされたことに感謝するとともに、今後も本組合への御協力をいただきますようお願いいたします。

問い合わせ 吉田町牧之原市広域施設組合 事務局
電話 0548-24-1000 F A X 0548-23-0200

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

吉牧広組第 号
年 月 日

様

吉田町牧之原市広域施設組合
管理者 吉田町長

印

技術提案書等の提出について（依頼）

吉田町牧之原市広域施設組合リサイクルセンター整備工事について優先交渉権者を特定するため、下記により技術提案書等を提出してください。

なお、技術提案書等を提出しなくとも、今後、貴社が不利益な扱いを受けることがないことを申し添えます。

記

- 1 工事名称 吉田町牧之原市広域施設組合リサイクルセンター整備工事
- 2 技術提案書等の提出期限 年 月 日（ ） 時まで
場所 吉田町牧之原市広域施設組合 事務局
方法 持参
- 3 提出書類の作成要領 提出書類の作成要領書及び様式集のとおり
- 4 技術提案書等の審査基準 審査基準書のとおり
- 5 要求水準書 要求水準書のとおり

問い合わせ 吉田町牧之原市広域施設組合 事務局
電話 0548-24-1000 F A X 0548-23-0200

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

吉牧広組第 号
年 月 日

様

吉田町牧之原市広域施設組合
管理者 吉田町長



吉田町牧之原市広域施設組合リサイクルセンター整備工事プロポーザル
の審査結果について（通知）

このことについて、技術提案書等を審査した結果、貴社を下記のとおり本工事の優先交渉権者（優先交渉権次点者）として決定いたしましたので通知します。

記

1 審査結果

〇〇〇〇 （〇〇点） 特定
〇〇〇〇
〇〇〇〇

2 貴案に対する講評

問い合わせ 吉田町牧之原市広域施設組合 事務局
電話 0548-24-1000 F A X 0548-23-0200

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

吉牧広組第 号
年 月 日

様

吉田町牧之原市広域施設組合
管理者 吉田町長



吉田町牧之原市広域施設組合リサイクルセンター整備工事プロポーザル
の審査結果について（通知）

このことについて、技術提案書等を審査した結果、貴社については下記のとおり本
工事の優先交渉者（優先交渉権次点者）として決定されませんでした。

今回のプロポーザル実施にあたり、貴重な時間を費やされたことに感謝するととも
に、今後も本組合への御協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 審査結果

〇〇〇〇 （〇〇点）

〇〇〇〇

〇〇〇〇

2 貴案に対する講評

問い合わせ 吉田町牧之原市広域施設組合 事務局
電話 0548-24-1000 F A X 0548-23-0200

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。